

---

## 入札公告

---

令和8年度高知県県民世論調査委託業務について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年5月7日

高知県知事 濱田省司

### 1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和8年度高知県県民世論調査委託業務

(2) 業務内容等

別紙仕様書による。

(3) 委託期間

委託契約日から令和8年12月18日（金）までの期間

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年6月2日（火） 午前11時00分

職員能力開発センター2F小会議室（高知市丸ノ内2丁目1番19号）

(5) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 再度入札

開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

(8) その他入札に関する事項

一般競争入札心得による。

### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、3の(1)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 3の(1)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

### 3 入札資格等の確認方法

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、国又は地方公共団体との間において、過去2年間に当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことがあるものは、実績をあわせて報告すること。

入札参加者は、県から申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された申請書を確認した結果、不備が認められた場合は受付しない（郵送の場合は返送する。）ことがあるので、余裕をもって提出すること。

#### (1) 提出を求める書類

一般競争入札参加資格確認申請書

#### (2) 申請書の様式

入札公告の日から令和8年5月25日（月）午後5時までの間に、下記の高知県総合企画部広報広聴課ホームページからダウンロードした様式により申請書を作成し提出すること。

<アドレス>

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080401/>

#### (3) 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着とする。）

#### (4) 提出場所

郵便番号 780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県総合企画部広報広聴課

電話番号 088-823-9898

FAX番号 088-872-5494

#### (5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

#### (6) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年5月26日（火）午後5時までに入札参加者に通知する。

#### (7) 入札参加資格確認通知後において、入札参加者が次の事項のいずれかに該当するに至ったときは、この入札に参加することができない。

ア 2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

### 4 質問事項

#### (1) この入札に関して質疑がある場合は、「質疑書」をMicrosoft Office Word形式により作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付のうえ提出すること。

なお、指定した方法以外のファイル形式で送付のあったものやFAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

#### (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を県の担当者に伝えること。

#### (3) 質問に対する回答は、質問を行った者に電子メールで送付するほか、高知県総合企画部広報広聴課のホームページに掲載する。

#### (4) 質疑書提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時

#### (5) 質疑書回答期限

令和8年5月19日（火）午後5時

#### (6) 質疑等の送付アドレス E-mail: [080401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:080401@ken.pref.kochi.lg.jp)

### 5 最低制限価格の設定

設定しない

### 6 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者がした入札又は規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

### 8 契約書

契約書（案）により作成を要する。

## 9 その他

- (1) 提出された申請書等は返却しない。また、提出された申請書等について、提出期限以降の差し替え、訂正等は認めないものとする。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 入札執行前に入札を辞退する場合は、令和8年6月1日（月）午後5時までに入札辞退届を3の(4)の場所まで持参又は郵送（必着）で提出すること。
- (4) 入札参加者及び契約の相手方がこの入札に要した費用は、全て入札参加者及び契約の相手方の負担とする。